

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月12日
条例の題名	三重県自然環境保全条例	公 布 日	平成15年3月17日
条 例 番 号	平成15年三重県条例第2号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	農林水産部みどり共生推進課	電 話 暴 号	059-224-2578
条例の概要	三重県環境基本条例の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物多様性の確保、自然とのふれあいの確保等の施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにするため定められたものである。	条例の 類型	規制型 財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	自然環境保全法第2条に地方公共団体は、環境基本法の理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるよう努めなければならないと規定されておりこの条例は必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	自然環境保全法第2条に地方公共団体は、環境基本法の理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるよう努めなければならないと規定されておりこの条例は必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	自然環境保全法第2条に基づき策定している。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	県自然環境保全地域の指定については、自然環境保全法第45条により、条例の規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	自然環境保全法第2条、第45条～第48条、第50条、第51条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	申請、届出は、30日前に提出することと規定（第13条第3項、第20条第3項、第34条第3項）しているが、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	自然環境保全法第2条に基づき策定している。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	自然環境保全法第2条に基づき策定している。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	自然環境保全法第2条に基づき策定している。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特	記	事	項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、自然環境保全法第2条に基づき策定しているため、改正の必要がないと考える。							